

仕 様 書

1 概 要

本仕様書は、第四管区海上保安本部（以下「当本部」という。）が調達する軽油（免税）について適用する。

2 契約件名

軽油（免税）の買入（衣浦港、5～3月分）

3 品目及び規格

軽油（免税）

日本産業規格（JIS規格）K2204（軽油）の規定を満たすもの

4 予定数量

軽油（免税） 27,500リットル（分割納入）

5 納入期限

令和8年3月31日

6 納入場所

衣浦港に停泊中の指定する船舶

7 仕 様

- (1) 発注は原則として平日の日中（8：30～17：00）に行うものとする。
なお、納入日時が休祝日又は夜間である場合は、可能な限り「直前の平日正午」までに発注を行うものとする。
- (2) 燃料油の数量、納入日時及び納入場所を指定し発注があったときは、これに応じて燃料を納入すること。
なお、海難・災害等の業務上やむを得ない場合を除き、深夜（22：00～05：00の間）の納入は指定しない。
- (3) 本契約は、上記3項目記載の物品1リットルあたりの単価契約とする。
- (4) 受注者は、上記4項目の予定数量に増減が生じても異議を申し立ててはならない。
- (5) 納入方法は、ミニローリーによる直接給油とし、使用する車両には30メートル以上の給油ホースを備えること。
- (6) 発注数量は原則として1,000リットル未満とする。なお、消防法で規定する指定数量以上の燃料油を納入する場合、官公署への必要な手続きは受注者が行うものとし、官公署に納付した手数料は別に請求することができる。

- (7) 納入時に社内試験成績書を提出すること。但し、同一である場合は省略することが出来る。
- (8) 燃料油類の試験性状成績証及び出荷証明書等、検査に必要な書類の提出を求められた場合は、速やかに応じること。
- (9) 1回の納入が4,000Lを超える場合の納入数量は、15℃における石油温度換算量とする。
- (10) 納入に際しては関係法令を遵守するとともに、漏油事故対策を十分に行うこと。
- (11) 受注者は、本契約の履行において知り得た事実を他に漏洩してはならない。

8 検 査

納入の完了は、第四管区海上保安本部長が検査を命じた職員の検査合格をもって完了とする。

9 そ の 他

- (1) 入札等に際しては、予定総価で見積もること。
- (2) 受注者は1か月分の代金を取りまとめ、第四管区海上保安本部総務部長あて請求するものとする。
- (3) 支払は、適正な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。
- (4) 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合又は明記されていない事項は、契約事務担当官と協議のうえその指示に従うこと。
- (5) 契約に関する一般的事項については「第四管区海上保安本部入札・見積者心得書」によるものとする。

10 特記事項

- (1) 物価変動その他予期することのできない事由に基づく経済情勢の激変により、単価に変動があった場合は、契約両者にて協議を行い、契約単価の変更を求めることができる。
- (2) 夜間（17：00～08：30の間）並びに休日の積込については、積込割増料金を別に請求することができる。この場合、割増料金は発注者及び受注者が協議して定めるものとする。